

春日井市地域生活支援事業規則

目次

- 第1章 総則（第1条 - 第3条）
- 第2章 相談支援事業（第4条・第5条）
- 第3章 コミュニケーション支援事業（第6条 - 第12条）
- 第4章 地域生活支援サービス（第13条 - 第32条）
- 第5章 日常生活用具給付等事業（第33条 - 第38条）
- 第6章 補則（第39条 - 第41条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条に規定する地域生活支援事業の実施について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において「相談支援事業」とは、障害者（法第4条第1項に規定する障害者をいう。以下同じ。）障害児（同条第2項に規定する障害児をいう。以下同じ。）障害児の保護者（同条第3項に規定する保護者をいう。以下同じ。）又は障害者若しくは障害児（以下「障害者等」という。）の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与する事業又は権利擁護のために必要な援助を行う事業をいう。

2 この規則において「コミュニケーション支援事業」とは、聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳者等を派遣する事業又は手話通訳者を設置する事業をいう。

3 この規則において「手話通訳者等」とは、手話通訳又は要約筆記を行う者で

あって、第9条第2項の登録を受けたものをいう。

- 4 この規則において「移動支援事業」とは、屋外での移動が困難な障害者等について、社会生活上必要不可欠な外出又は余暇活動等の社会参加のための外出において移動を支援する事業をいう。
- 5 この規則において「地域活動支援センター事業」とは、障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する事業をいう。
- 6 この規則において「日中一時支援事業」とは、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他の支援を行う事業をいう。
- 7 この規則において「生活サポート事業」とは、法第19条第1項に規定する介護給付費等の支給決定を受けた者以外の者について、居宅介護従事者等を居宅に派遣し、日常生活に関する支援及び家事援助を行う事業をいう。
- 8 この規則において「訪問入浴サービス事業」とは、地域における障害者等の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、障害者等の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る事業をいう。
- 9 この規則において「日常生活用具給付等事業」とは、障害者等に対し、日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資する事業をいう。

(地域生活支援事業)

第3条 市は、次に掲げる事業を地域生活支援事業として行うものとする。

相談支援事業

コミュニケーション支援事業

その他市長が別に定める事業

- 2 市は、前項に規定する事業の全部又は一部を法人その他の団体（事業を営む個人を含む。以下「法人等」という。）に委託することができる。
- 3 市は、次に掲げる事業の全部又は一部を法人等が行う事業に対し補助することにより、地域生活支援事業として実施するものとする。

移動支援事業

地域活動支援センター事業

日中一時支援事業

生活サポート事業

訪問入浴サービス事業

日常生活用具給付等事業

その他市長が別に定める事業

第2章 相談支援事業

(障害者生活支援センター)

第4条 相談支援事業の円滑な実施を図るため、障害者生活支援センター(以下「支援センター」という。)を置く。

2 支援センターは、次に掲げる事業を行うものとする。

障害者等からの相談、必要な情報の提供その他の福祉サービスの利用援助に関すること。

各種支援施策に関する助言、指導その他の社会資源を活用するための支援に関すること。

社会生活力を高めるための支援に関すること。

権利擁護のために必要な援助に関すること。

専門機関の紹介に関すること。

前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(地域自立支援協議会)

第5条 相談支援事業を効果的に実施するため、春日井市地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

相談支援事業の運営評価等の実施に関すること。

困難事例への対応のあり方に関する協議、調整等に関すること。

地域の関係機関によるネットワークに関すること。

地域の社会資源の開発及び改善に関すること。

相談支援事業の機能の強化に関すること。

前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

3 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

相談支援事業を行う者

法第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者及び第22条の指定地域生活支援サービス事業者

保健及び医療関係者

教育及び雇用関係者

障害者関係団体の代表者

優れた識見を有する者

前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

5 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

6 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

第3章 コミュニケーション支援事業

(手話通訳者等の派遣を受けることができる者)

第6条 手話通訳者等の派遣を受けることができる者は、聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等とする。

(手話通訳者等の派遣の申請)

第7条 前条の規定による手話通訳者等の派遣を申請しようとする障害者又は障害児の保護者は、手話通訳者・要約筆記者派遣申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合は、この限りでない。

(手話通訳者等の派遣の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、その可否を決定し、手話通訳者・要約筆記者派遣決定通知書(第2号様式)又は手話通訳者・要約筆記者派遣却下通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(手話通訳者等の登録)

第9条 手話通訳者等の登録を受けようとする者は、手話通訳者・要約筆記者登録申請書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、その可否を決定し、手話通訳者・要約筆記者登録決定・却下通知書(第5号様式)により通知するものとする。

(手話通訳者等の業務報告)

第10条 手話通訳者等は、派遣業務終了後、手話通訳者・要約筆記者派遣実績報告書(第6号様式)を速やかに市長に提出しなければならない。

(手話通訳者の設置)

第11条 障害者等の意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者を春日井市健康福祉部福祉課内に設置する。

(手話通訳者等の派遣等に要する費用)

第12条 手話通訳者等の派遣及び前条の規定により設置された手話通訳者の利用に要する費用は、無料とする。

第4章 地域生活支援サービス

(地域生活支援サービスを利用できる者)

第13条 移動支援事業、地域活動支援センター事業、日中一時支援事業、生活サポート事業及び訪問入浴サービス事業その他市長が別に定める事業(以下「地域生活支援サービス」という。)を利用できる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者のうち市長が別に定める基準に該当するものとする。

移動支援事業 社会生活上必要不可欠な外出又は余暇活動等の社会参加の

ための外出において移動の支援を行う必要がある者

地域活動支援センター事業 創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援を行う必要がある者

日中一時支援事業 日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援を行う必要がある者

生活サポート事業 日常生活に関する支援を行わなければ、本人の生活に支障を及ぼすおそれがある者

訪問入浴サービス事業 在宅の障害者等で訪問入浴サービスの利用を受けなければ入浴が困難なもの

その他市長が別に定める事業 市長が別に定める者

(地域生活支援サービス費の支給)

第14条 市長は、地域生活支援サービスを利用した者に対して、地域生活支援サービス費を支給する。

(地域生活支援サービス費の支給決定)

第15条 地域生活支援サービス費の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、当該サービス費を支給する旨の決定(以下「支給決定」という。)を受けなければならない。

2 支給決定は、市内に居住地を有する障害者又は障害児の保護者について行うものとする。ただし、障害者又は障害児の保護者が居住地を有しない場合又は明らかでない場合は、その障害者又は障害児の保護者の所在地が市内であるときに、支給決定を行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、特定施設入所障害者(法第19条第3項に規定する特定施設入所障害者をいう。以下同じ。)については、その者が特定施設(同項に規定する特定施設をいう。以下同じ。)への入所前に有した居住地(継続して2以上の特定施設に入所している特定施設入所障害者(以下この項において「継続入所障害者」という。))については、最初に入所した特定施設への入所前に有した居住地)が市内であるときに、支給決定を行うものとする。ただし、特定

施設への入所前に居住地を有しないか、又は明らかでなかった特定施設入所障害者については、入所前におけるその者の所在地（継続入所障害者については、最初に入所した特定施設の入所前に有した所在地）が市内であるときに、支給決定を行うものとする。

（支給決定の申請）

第16条 支給決定の申請をしようとする障害者又は障害児の保護者は、地域生活支援事業支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（支給要否決定等）

第17条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、その要否を決定し、地域生活支援事業支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書（第8号様式）又は地域生活支援事業却下決定通知書（第9号様式）により通知するものとする。

2 市長は、支給決定を行う場合には、地域生活支援サービスの種類ごとに月を単位として市長が別に定める期間において当該事業に要する費用を支給する量（以下「支給量」という。）を定めなければならない。

3 市長は、支給決定を行ったときは、当該支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者（以下この章において「支給決定障害者等」という。）に対し、地域生活支援事業受給者証（第10号様式。以下「受給者証」という。）を交付しなければならない。

（支給決定の有効期間）

第18条 支給決定は、市長が別に定める期間（以下「支給決定の有効期間」という。）内に限り、その効力を有する。

（支給決定の変更）

第19条 支給決定障害者等は、現に受けている支給決定に係る地域生活支援サービスの種類及び支給量を変更する必要があるときは、市長に対し、当該支給決定の変更の申請をすることができる。

2 前項に規定する変更の申請をしようとする支給決定障害者等は、地域生活支援事業支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書（第11号様式）を市長に提出しなければならない。

（変更決定等）

第20条 市長は、前条に規定する変更の申請があったときは、これを審査し、その要否を決定し、地域生活支援事業支給変更決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書（第12号様式）又は地域生活支援事業却下通知書により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による変更の決定を行った場合には、受給者証に当該決定に係る事項を記載し、これを返還するものとする。

（支給決定の取消し）

第21条 市長は、次に掲げる場合には、支給決定を取り消すことができる。

支給決定に係る障害者等が、地域生活支援サービスを受ける必要がなくなったと認めるとき。

支給決定障害者等が、支給決定の有効期間内に、本市以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。

その他市長が別に定めるとき。

2 市長は、前項の規定により支給決定の取消しを行ったときは、地域生活支援事業支給決定取消通知書（第13号様式）により通知し、当該取消しに係る支給決定障害者等に受給者証の返還を求めるものとする。

（地域生活支援サービス費）

第22条 地域生活支援サービス費は、支給決定障害者等が、支給決定の有効期間内において、市長が指定する地域生活支援サービスの事業を行う者（以下「指定地域生活支援サービス事業者」という。）から当該指定に係る地域生活支援サービス（以下「指定地域生活支援サービス」という。）を受けたときに、当該地域生活支援サービス（支給量の範囲内のものに限る。）に要した費用（食事の提供に要する費用、居住又は滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用の

- うち市長が別に定める費用（以下「特定費用」という。）を除く。）とする。
- 2 指定地域生活支援サービスを受けようとする支給決定障害者等は、指定地域生活支援サービス事業者を受給者証を提示して当該指定地域生活支援サービスを受けるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。
 - 3 地域生活支援サービス費の額は、地域生活支援サービスの種類ごとに指定地域生活支援サービスに通常要する費用（特定費用を除く。）につき、市長が別に定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定地域生活支援サービスに要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定地域生活支援サービスに要した費用の額）の100分の90に相当する額とする。
 - 4 支給決定障害者等が同一の月に受けた指定地域生活支援サービスに要した費用（特定費用を除く。）の額の合計額から、前項の規定により算定された当該同一の月における地域生活支援サービス費並びに法第28条第1項の介護給付費及び同条第2項の訓練等給付費の合計額を控除して得た額が、市長が別に定める額を超えるときは、前項の規定にかかわらず、当該同一の月における地域生活支援サービス費の額は、同項の規定により算定した費用の額の100分の90に相当する額を超え100分の100に相当する額以下の範囲内において市長が別に定める額とする。
 - 5 支給決定障害者等が指定地域生活支援サービス事業者から指定地域生活支援サービスを受けたときは、市長は、当該支給決定障害者等が当該指定地域生活支援サービス事業者を支払うべき当該指定地域生活支援サービスに要した費用（特定費用を除く。）について、地域生活支援サービス費として当該支給決定障害者等に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者等に代わり、当該指定地域生活支援サービス事業者を支払うことができる。
 - 6 前項の規定による支払があったときは、支給決定障害者等に対し地域生活支援サービス費の支給があったものとみなす。
 - 7 前各項に定めるもののほか、地域生活支援サービス費の支給及び指定地域生

活支援サービス事業者の地域生活支援サービス費の請求について必要な事項は、市長が別に定める。

(地域生活支援サービス費の額の特例)

第23条 市長が、災害その他の市長が別に定める特別の事情があることにより、地域生活支援サービスに要する費用を負担することが困難であると認めた支給決定障害者等が受ける地域生活支援サービス費の支給について前条第3項の規定を適用する場合においては、この規定中「100分の90」とあるのは、「100分の90を超え100分の100以下の範囲内において市長が定めた割合」とする。

(高額地域生活支援サービス費の支給)

第24条 市長は、支給決定障害者等が受けた地域生活支援サービス並びに法第5条第1項の障害福祉サービス及び介護保険法(平成9年法律第123号)第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスのうち市長が別に定めるものに要した費用の合計額から当該費用につき支給された地域生活支援サービス費並びに法第19条第1項に規定する介護給付費等及び介護保険法第20条に規定する介護給付等のうち市長が別に定めるものの合計額を控除して得た額が、著しく高額であるときは、当該支給決定障害者等に対し、高額地域生活支援サービス費を支給する。

2 前項に定めるもののほか、高額地域生活支援サービス費の支給要件、支給額その他高額地域生活支援サービス費の支給について必要な事項は、市長が別に定める。

(指定地域生活支援サービス事業者の指定)

第25条 第22条第1項の指定地域生活支援サービス事業者の指定は、地域生活支援事業を行う者の申請により、地域生活支援サービスの種類及び地域生活支援サービスの事業を行う事業所(以下「サービス事業所」という。)ごとに行う。

2 市長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定地域生活支援サービス事業者の指定をしないものとする。

当該申請に係るサービス事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、市

長が別に定める基準を満たしていないとき。

申請者が、第28条第2項の市長が別に定める指定地域生活支援サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な事業の運営をすることができないと認められるとき。

申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

申請者が、法及び障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）第22条各号に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

その他市長が別に定める事項に該当するとき。

- 3 市長は、第1項の申請があった場合において、当該申請に係る指定地域生活支援サービスの量が、法第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画において定める当該指定地域生活支援サービスの必要な量に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになることになると認めるとき、その他の市町村障害福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第22条第1項の指定をしないことができる。

（指定地域生活支援サービス事業者の指定の変更）

第26条 指定地域生活支援サービス事業者は、第22条第1項の指定に係るサービスの量を増加しようとするときは、あらかじめ、市長が別に定めるところにより、当該指定地域生活支援サービス事業者に係る同項の指定の変更を申請することができる。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の指定の変更の申請があった場合について準用する。

（指定の更新）

第27条 第22条第1項の指定地域生活支援サービス事業者の指定は、6年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

- 2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この条において

「指定の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされな
いときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの
間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、
従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 第25条の規定は、第1項の指定の更新について準用する。

(指定地域生活支援サービスの事業の基準)

第28条 指定地域生活支援サービス事業者は、当該指定に係るサービス事業所ご
とに、市長が別に定める基準に従い、当該指定地域生活支援サービスに従事す
る従業者を有しなければならない。

2 指定地域生活支援サービス事業者は、市長が別に定める指定地域生活支援サ
ービスの事業の設備及び運営に関する基準に従い、指定地域生活支援サービス
を提供しなければならない。

(変更の届出等)

第29条 指定地域生活支援サービス事業者は、当該指定に係るサービス事業所の
名称及び所在地その他市長が別に定める事項に変更があったとき、又は当該指
定地域生活支援サービスを廃止し、休止し、若しくは再開したときは、市長が
別に定めるところにより、10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。
い。

(報告等)

第30条 市長は、必要があると認めるときは、指定地域生活支援サービス事業者、
指定地域生活支援サービス事業者であった者又は当該指定に係るサービス事業
所の従業者であった者に対し、報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは
提示を求めることができる。

(指定の取消し等)

第31条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該地域生活
支援サービス事業者に係る第22条第1項の指定を取り消し、又は期間を定めて

その指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

指定地域生活支援サービス事業者が、第25条第2項第3号及び第4号に該当するに至ったとき。

指定地域生活支援サービス事業者が、当該指定に係るサービス事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第28条第1項の市長が別に定める基準を満たすことができなくなったとき。

指定地域生活支援サービス事業者が、第28条第2項の市長が別に定める指定地域生活支援サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域生活支援サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。

地域生活支援サービスに要する費用の請求に関し不正があったとき。

指定地域生活支援サービス事業者が、前条第1項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を求められてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

指定地域生活支援サービス事業者が、不正の手段により第22条第1項の指定を受けたとき。

指定地域生活支援サービス事業者が、地域生活支援サービスに関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

(公表)

第32条 市長は、次に掲げる場合には、その旨を公表しなければならない。

第22条第1項の指定地域生活支援サービス事業者の指定をしたとき。

第29条の規定による届出（同条の市長が別に定める事項の変更並びに同条に規定する事業の休止及び再開に係るものを除く。）があったとき。

前条の規定により指定地域生活支援サービス事業者の指定を取り消したとき。

第5章 日常生活用具給付等事業

(日常生活用具費の支給)

第33条 市長は、障害者又は障害児の保護者から申請があった場合において、当

該申請に係る障害者等の障害の状態からみて、当該障害者等が日常生活用具の給付又は貸与(以下「給付等」という。)を必要とする者であると認めるときは、当該障害者又は障害児の保護者に対し、当該日常生活用具の給付等に要した費用について、日常生活用具費を支給する。ただし、当該申請に係る障害者等又はその属する世帯の他の世帯員のうち市長が別に定める者の所得が別に定める基準以上であるときは、この限りでない。

- 2 日常生活用具費の額は、日常生活用具の給付等に通常要する費用の額を勘案して市長が別に定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該日常生活用具の給付等に要した費用の額を超えるときは、当該現に日常生活用具の給付等に要した費用の額とする。以下この項において「基準額」という。)の100分の90に相当する額とする。ただし、当該基準額の100分の10に相当する額が、市長が別に定める額を超えるときは、当該基準額から当該市長が別に定める額を控除して得た額とする。
- 3 市長は、前項の規定により市長が別に定める基準を適正なものとするため、必要な調査を行うことができる。
- 4 前3項に定めるもののほか、日常生活用具費の支給について必要な事項は、市長が別に定める。

(日常生活用具費の支給の申請)

第34条 前条第1項の規定による日常生活用具費の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、日常生活用具費支給申請書(第14号様式)及び市長が別に定める添付書類を市長に提出しなければならない。ただし、市長は、当該添付書類により証明すべき事項を公簿等によって確認することができるときは、当該添付書類を省略させることができる。

(支給決定等)

第35条 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、その可否を決定し、日常生活用具費支給決定通知書(第15号様式)又は日常生活用具費支給却下通知書(第16号様式)により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により日常生活用具費の支給を決定したときは、当該決定を受けた者（以下次条及び第38条において「支給決定障害者等」という。）に対し、日常生活用具費支給券（第17号様式）を交付するものとする。

3 第15条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定による支給の決定について準用する。

（日常生活用具の給付等）

第36条 支給決定障害者等は、市長が指定する日常生活用具の給付等の事業を行う者（以下「指定日常生活用具給付等事業者」という。）から日常生活用具の給付等を受けなければならない。

2 支給決定障害者等が指定日常生活用具給付等事業者から日常生活用具の給付等を受けたときは、市長は、当該支給決定障害者等が当該指定日常生活用具給付等事業者を支払うべき当該日常生活用具の給付等に要した費用について、日常生活用具費として当該支給決定障害者等に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者等に代わり、当該指定日常生活用具給付等事業者を支払うことができる。

3 前項の規定による支払があったときは、支給決定障害者等に対し日常生活用具費の支給があったものとみなす。

4 前項に定めるもののほか、日常生活用具の給付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（指定日常生活用具給付等事業者の指定）

第37条 第22条第1項及び第25条から第32条までの規定は、前条第1項の指定日常生活用具給付等事業者の指定について準用する。

（目的外使用等の禁止）

第38条 支給決定障害者等は、当該用具を給付等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

第6章 補則

（他の法令による給付との調整）

第39条 地域生活支援サービス費及び日常生活用具費（以下「地域生活支援サービス費等」という。）の支給は、当該障害の状態につき、介護保険法の規定による介護給付、健康保険法(大正11年法律第70号)の規定による療養の給付その他の法令に基づく給付であって市長が別に定めるもののうち地域生活支援サービス費等の支給に相当するものを受けるときは市長が別に定める限度において、行わない。

（不正利得の返還）

第40条 市長は、第17条第3項又は第35条第2項の支給決定障害者等が、偽りその他不正の手段により地域生活支援サービス費等の支給を受けたときは、当該者に対し、その地域生活支援サービス費等の支給額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は、指定地域生活支援サービス事業者又は指定日常生活用具給付等事業者が、偽りその他不正の行為により地域生活支援サービス費等の支給を受けたときは、当該指定地域生活支援サービス事業者又は指定日常生活用具給付等事業者に対し、その支払った額を返還させることができる。

（雑則）

第41条 この規則に定めるもののほか、地域生活支援事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この規則は、平成18年10月1日から施行する。ただし、第5条の規定は、平成19年4月1日から施行する。

（指定地域生活支援サービス事業者に係る経過措置）

第2条 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）において現に法第5条第2項に規定する居宅介護に係る法第29条第1項の指定を受けている者は、施行日に、移動支援事業に係る第22条第1項の指定があったものとみなす。

- 2 法の施行の日（以下「法施行日」という。）において現に法附則第34条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「旧身体障害者福祉法」という。）第4条の2第3項に規定する身体障害者デイサービスに係る同法第17条の4第1項の指定を受けている者及び法附則第51条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第4条第3項に規定する知的障害者デイサービスに係る同法第15条の5第1項の指定を受けている者であって市長が別に定めるものは、施行日に、地域活動支援センター機能強化事業に係る第22条第1項の指定があったものとみなす。
- 3 法施行日において現に旧身体障害者福祉法第4条の2第4項に規定する身体障害者短期入所に係る同法第17条の4第1項の指定を受けている者、旧知的障害者福祉法第4条第4項に規定する知的障害者短期入所に係る同法第15条の5第1項の指定を受けている者及び法附則第25条の規定による改正前の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第4項に規定する児童短期入所に係る同法第21条の10第1項の指定を受けている者は、施行日に、日中一時支援事業に係る第22条第1項の指定があったものとみなす。
- 4 法施行日において現に旧身体障害者福祉法第4条の2第2項に規定する身体障害者居宅介護に係る同法第17条の4第1項の指定を受けている者、旧知的障害者福祉法第4条第4項に規定する知的障害者居宅介護に係る同法第15条の5第1項の指定を受けている者及び法附則第45条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の3の2第2項に規定する精神障害者居宅介護等事業に係る指定を受けている者は、施行日に、生活サポート支援事業に係る第22条第1項の指定があったものとみなす。
- 5 施行日において現に第2条第8項の訪問入浴サービス事業に相当するものとして市長が別に定める事業の委託を受けている者は、施行日に、訪問入浴サービス事業に係る第22条第1項の指定があったものとみなす。
- 6 前各項の規定により第22条第1項の指定があったものとみなされた者に係る

同項の指定は、当該者が、施行日から平成19年3月31日までの間に第25条第1項の申請をしないときは、第27条第1項の規定にかかわらず、当該期間の経過によって、その効力を失う。

（訪問入浴サービス事業に関する経過措置）

第3条 施行日から平成19年3月31日までの間は、第22条第3項の規定にかかわらず、第2条第8号の訪問入浴サービス事業に係る地域生活支援サービス費の支給については、なお従前の例による。

（指定日常生活用具給付等事業者に係る経過措置）

第4条 施行日において現に第2条第9項の日常生活用具給付等事業に相当するものとして市長が別に定める事業の委託を受けている者は、施行日に、日常生活用具給付等事業に係る第37条において準用する第22条第1項の指定があったものとみなす。

2 前項の規定により第37条において準用する第22条第1項の指定があったものとみなされた者に係る同項の指定は、当該者が、施行日から平成19年3月31日までの間に第37条において準用する第25条第1項の申請をしないときは、第37条において準用する第27条第1項の規定にかかわらず、当該期間の経過によって、その効力を失う。